

「荷物等配送業務」の仕様の変更について

令和7年7月30日

令和7年7月22日付けで入札公告した上記業務の仕様について、下記のとおり変更します。

記

仕様書7(2)エについて、次のとおり変更。

変更前	変更後
乙は、甲から荷物の引渡を受けてから、天候、交通事情、その他やむを得ない事情がある場合を除き、次に掲げる期間内に配送しなければならない。 (ア) 府内宛て <u>引渡日の翌営業日</u> (イ) 府外宛て <u>引渡日から3営業日以内（引渡日は含まない）</u>	乙は、甲から荷物の引渡を受けてから、天候、交通事情、その他やむを得ない事情がある場合を除き、次に掲げる期間内に配送しなければならない。 (ア) 府内宛て <u>引渡日から10営業日以内（引渡日は含まない）</u> (イ) 府外宛て <u>引渡日から10営業日以内（引渡日は含まない）</u>